

令和 7 年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

泉田川地区樹沢ダム揚圧力等安全性評価業務

特 別 仕 様 書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1-1条 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業泉田川地区枡沢ダム揚圧力等安全性評価業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (目的)

第1-2条 本業務は、国営泉田川農業水利事業で造成された枡沢ダムにおいて、揚圧力上昇に伴うダムの安全性を検討するための資料作成を行うものである。

### (場所)

第1-3条 本業務において対象とする施設の場所は、山形県最上郡金山町大字下野明字枡沢地内で別添位置図に示すとおりである。

### (土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

### (一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

### (管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術管理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木、農業農村工学
	建設	鋼構造及びコンクリート
博士	農学	
	工学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
	鋼構造及びコンクリート部門	

(照査技術者)

第 1-7 条 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術管理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木、農業農村工学
	建設	鋼構造及びコンクリート
博士	農学	
	工学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
	鋼構造及びコンクリート部門	

(1) 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画作成時
- 2) 対策工法の検討時
- 3) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

(2) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1-8 条 担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-9 条 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-10 条 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2-1 条 本業務で適用する図書は次のとおりであり、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	監修	制定（改訂）年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き	農業農村整備部会 技術小委員会	令和 5 年 5 月
2	農業水利施設長寿命化のための手引き（案）	農林水産省 農村振興局	平成 27 年 11 月
3	土地改良事業計画設計基準 設計「ダム」	農林水産省 農村振興局	平成 15 年 4 月
4	農業用ダム機能診断マニュアル	農林水産省 農村振興局	平成 31 年 3 月
5	農業用ダム付帯設備耐震性能照査マニュアル	農林水産省 農村振興局	令和 4 年 2 月

（設計条件）

第 2-2 条 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び 監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 施設内へ立入る日程等、詳細について監督職員と打合せた後、実施するものとする。

（対象施設）

第 2-3 条 本業務の対象施設とする榎沢ダムの諸元等は次のとおりである。

- (1) 基本条件
  - 1) 有効貯水量 6,751 千m<sup>3</sup>
  - 2) 常時満水位 244.00m
- (2) 諸元
  - 1) ダム形式 重力式コンクリート
  - 2) 流域面積 30.2 km<sup>2</sup>
  - 3) 設計洪水量 55m<sup>3</sup>/s
  - 4) 総貯水量 6,805 千m<sup>3</sup>
  - 5) 堤頂高 65.8m
  - 6) 堤長 194.8m
  - 7) 堤体積 150.8 千m<sup>3</sup>
- (3) 堤体の安定計算に用いる揚圧力は、本業務で整理した揚圧力計測値を採用するものとし、その他の設計条件は「平成 26 年度の榎沢ダム安全性評価委員会資料」に準拠するものとする。

（貸与資料）

第 2-4 条 貸与資料は、次のとおりである。

貸与資料	数量
土地改良施設整理台帳付属図面	1 部

貸与資料	数量
平成 25 年度国営造成水利施設保全対策指導事業 泉田川地区沢ダム地質調査業務	1 部
平成 26 年度国営造成水利施設保全対策指導事業 泉田川地区沢ダム基礎排水調査業務	1 部
平成 26 年度沢ダム安全性評価委員会報告書	1 部
平成 26 年度国営造成水利施設保全対策指導事業 月山山麓地区三又ダム耐震性能照査その他業務報告書【沢ダム編】	1 部
平成 27 年～令和 5 年の沢ダム揚圧力測定データ	1 式
平成 30 年度広域農業基盤整備管理調査 泉田川地区沢ダム揚圧力測定等調査業務報告書	1 部
平成 31 年度広域農業基盤整備管理調査 泉田川地区沢ダム揚圧力測定等調査業務報告書	1 部
令和 2 年度広域農業基盤整備管理調査 泉田川地区沢ダム堤体安全性評価業務報告書	1 部
令和 6 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 泉田川地区沢ダム揚圧力等測定及び安全性評価業務報告書	1 部

また、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

#### (貸与資料の取扱い)

第 2-5 条 第 2-4 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、または解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

### 第 3 章 作業内容

#### (作業項目及び数量)

第 3-1 条 本業務における作業項目及び数量は次表のとおりである。

なお、詳細は別紙 1 作業項目内訳表及び別紙 2 現地調査作業一覧に示すものとする。

#### 作業項目表

#### 設計業務

作業項目	数量	備考
1. 業務準備	1 式	
2. 資料の検討	1 式	
3. 観測データの整理	1 式	
4. 対策工法の検討	1 式	
5. 対策工法の設計及び施工計画	1 式	
6. 設計図作成及び数量計算	1 式	
7. ダム委員会資料作成	1 式	
8. ダム委員会への出席		
8-1. 東北局小委員会	1 式	

作業項目	数量	備考
8-2. 個別打合せ	1式	
9. 照査	1式	
10. 点検とりまとめ	1式	

#### 調査業務

作業項目	数量	備考
1. 右岸袖部の目視調査	1式	
2. ダム天端ひび割れ調査	1回	
3. 基礎排水孔の調査	12孔	

#### (現地作業内容)

第3-2条 現地調査の詳細については別紙1作業項目内訳表調査業務による。また、作業は施設管理者と調整の上で行う。

#### (設計作業の留意点)

第3-3条 業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 現地調査において著しく機能が低下している観測施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。
- (2) 現地調査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

#### (業務の成果品質確保対策)

第3-4条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の作業方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

##### (1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員が、作業方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- (ア) 作業条件・前提条件
- (イ) 業務計画の妥当性
- (ウ) スケジュール
- (エ) 設計変更内容

(オ) その他

- 2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、作業条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(4) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-5条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL 「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を

撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL([https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac\\_auth.php](https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php))のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

## 第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回：作業着手の段階（業務の目的や内容等の確認、関係資料の貸与等）

第2回：中間打合せ（対策工法検討段階）

第3回：中間打合せ（ダム委員会個別打合せ段階）

最終回：報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

## 第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部

(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎5F

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

## 第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。

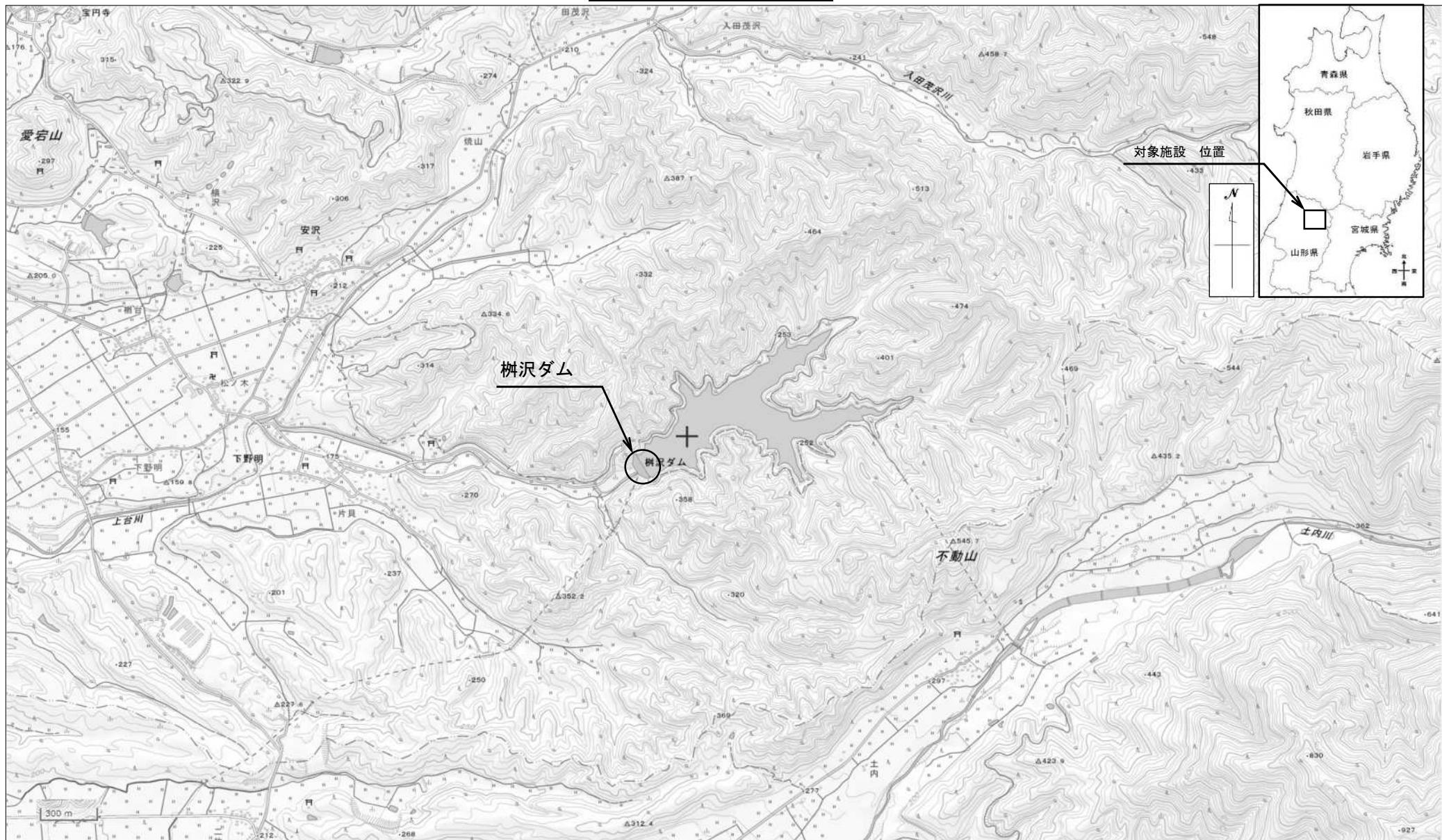
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- (7) その他

## 第7章 定めなき事項

### (定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 別添 位置図



工事名	令和半年度 国費造成水利施設ストックマネジメント推進事業 東田川地区樹沢ダム揚圧力等安全性評価業務	
図面名	位置図	
縮尺	1	図面番号
		1
事務所名	東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所	

別紙1 作業項目内訳表

設計業務

作業項目	作業内容	作業実施欄	備考
1. 業務準備	対象施設周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務計画実施計画書策定のため必要な現地調査を行う。	○	
2. 資料の検討	貸与資料から課題等を把握し、作業計画を確立する。 また、基礎排水孔の揚圧力の高い要因を把握するため、基礎や地山の地質・地下水位状況について既存資料を収集・整理する。	○	
3. 観測データの整理	令和7年度における観測結果を、経時変化図及び貯水位との相関図を整理する。 なお、浸透量、変位量及び揚圧力の測定値、ダム水位、降雨量、および気温のデータは発注者から提供する。	○	
4. 対策工法の検討	安定計算で安全率が確保できない揚圧力が高い基礎排水孔に対して、対策工法を検討する。	○	
5. 対策工法の設計及び施工計画	揚圧力上昇要因の検証及び揚圧力低減のための設計計画を行う。	○	
6. 設計図作成及び数量計算	対策工法の設計及び施工計画図の設計図を作成し、数量計算を行う。	○	
7. ダム委員会資料作成	揚圧力上昇の経緯・要因について、ダム築堤調査時から本業務までの結果を踏まえて検討し、ダム委員会の説明資料を作成する。	○	
8. ダム委員会への出席			
8-1. 東北局小委員会	棚沢ダムの揚圧力等安定性評価の状況について、東北農政局内の担当者で構成される東北局小委員会における説明補助を行う（対面出席、説明時の指摘内容整理を含む）。	○	
8-2. 個別打合せ	棚沢ダムの揚圧力等安定性評価の状況について、農村振興局及び東北農政局内の担当者で構成される個別打合せにおける説明補助を行う（対面出席、説明時の指摘内容整理を含む）。	○	
9. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
10. 点検とりまとめ	各作業項目の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	

調査業務

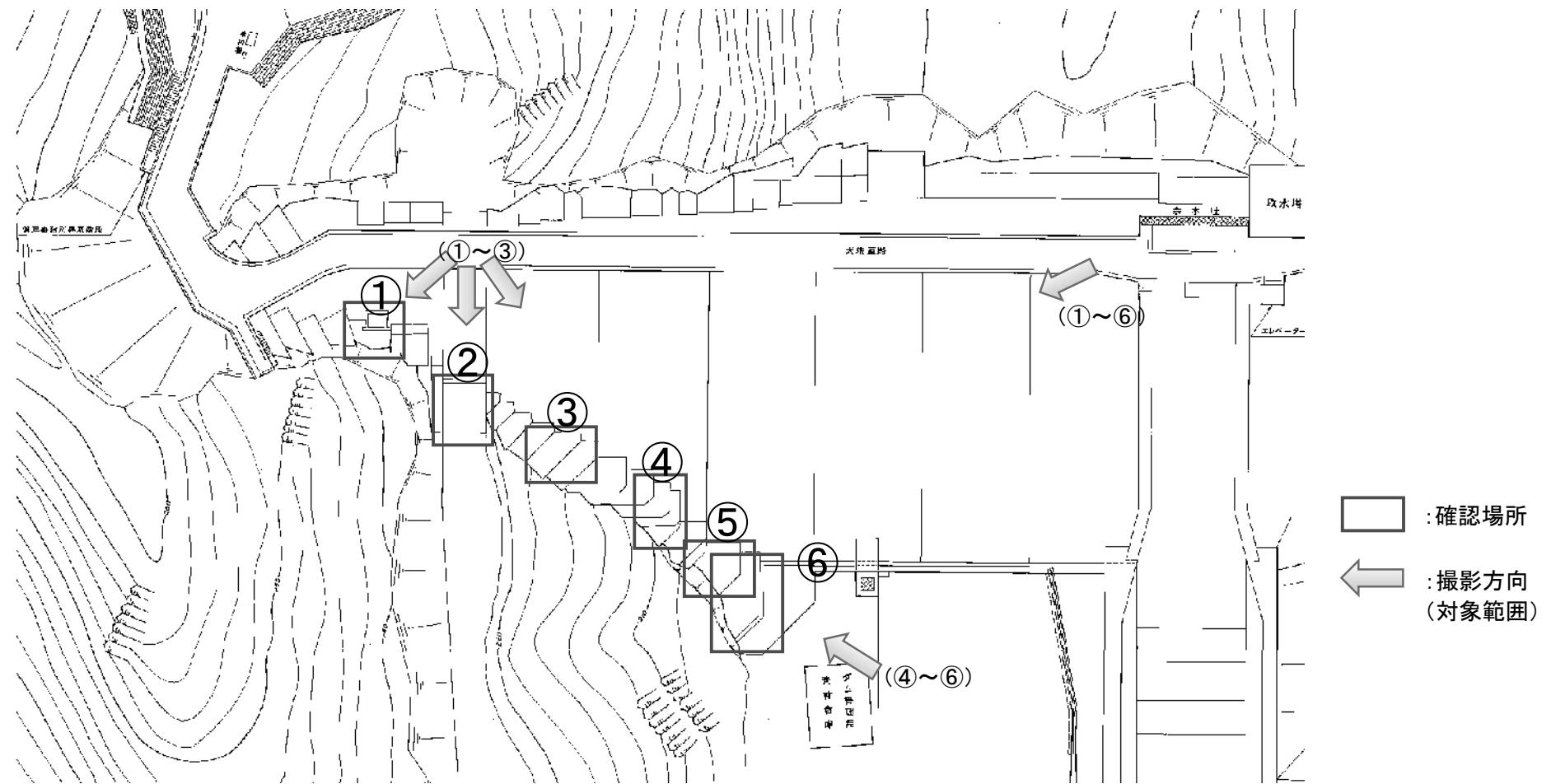
作業項目	作業内容	作業実施欄	備考
1．右岸袖部の目視調査	右岸袖部の湧水状態を目視調査し、定点（榎沢ダム天端の左右岸及び榎沢ダム管理用資材車庫付近）から写真撮影を行う。 なお、撮影時期は降雨後2日間以上を経過した日に1回実施する。	○	
2．ダム天端ひび割れ調査	榎沢ダム天端のひび割れ箇所（5箇所）において、ひび割れ延長、幅、深さを計測し、写真撮影を行う。	○	
3．基礎排水孔の調査	昭和63年の施設整備で存置し、揚圧力計が設置されていないダム造成時に設置した基礎排水孔の状態を確認し、ブルドン管の再設置が可能か調査を行う。 ・基礎排水孔内の水位確認 ・管内カメラによる孔内状況の確認 ・基礎排水孔の健全性の確認 (充水若しくは排水による孔内水位変化状況の確認)	○	

別紙2 現地調査作業一覧

作業項目	規格	作業条件	数量	備考
1. 右岸袖部の目視調査			1式	別紙3-1
2. ダム天端ひび割れ調査			1回	別紙3-2
3. 基礎排水孔の調査			12孔	別紙3-3

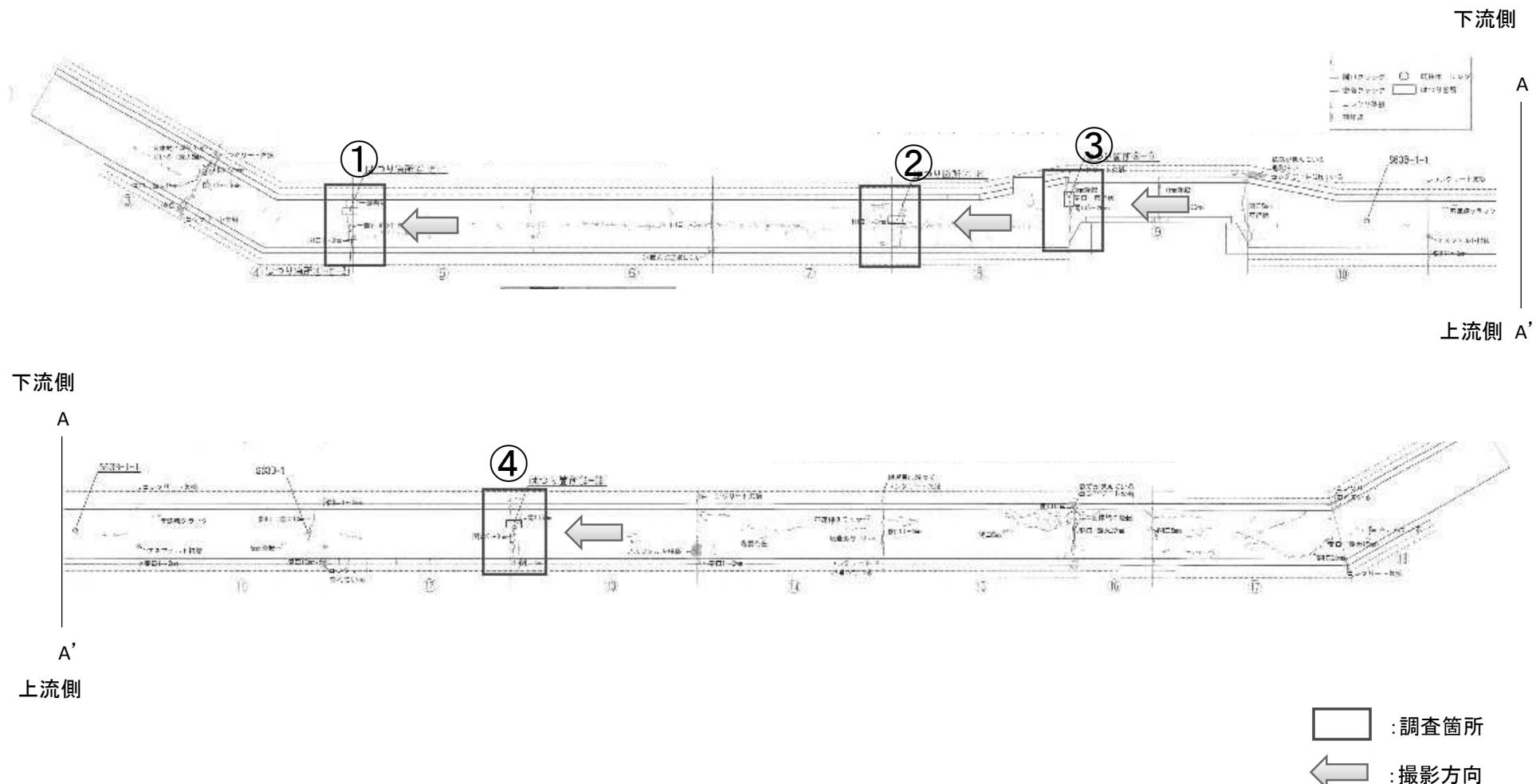
別紙3-1

榎沢ダム右岸袖部の目視調査 定点箇所



別紙3-2

榎沢ダム天端ひび割れ調査 調査箇所



別紙3-3

沢ダム基礎排水孔の調査

[3BL] [4BL] [5BL] [6BL] [7BL] [8BL] [9BL] [10BL] [11BL] [12BL] [13BL] [14BL] [15BL] [16BL] [17BL] [18BL]

